

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」発行されます
～～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成20年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に社会保険庁から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はずじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている社会保険事務所へお問い合わせください。

岡山県最低賃金は



注意
 次の賃金は最低賃金に算入されません。
 精管手当・通勤手当・家族手当
 時間外手当・休日手当・深夜手当
 臨時に支払われる賃金
 賞与等1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳しくは 岡山労働局 賃金室(086-225-2014)まで

お詫びと訂正

10月号に掲載しました記事の中で、下記の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

2ページ「議会だより」 1段目の人事案件
 誤 住所 西粟倉村長尾961番地
 正 住所 西粟倉村長尾691番地

2ページ4段1行目
 誤 感心 → 正 関心

2ページ4段12～13行目
 誤 約1ha → 正 約1千ha

8ページ「幼稚園だより」
 アルミ缶置き場の写真→今月号掲載のとおり

13ページ 「金婚者名簿」
 誤 大茅 上山 縁 → 正 大茅 上山 緑